

## 瀬谷区マスコットキャラクター「せやまる」の デザイン使用に関する事務取扱要領

制 定 令和 2 年 3 月 27 日 瀬政第 1663 号（区長決裁）

最近改正 令和 3 年 4 月 1 日 瀬政第 1993 号（区長決裁）

### （趣旨）

第 1 条 この要領は、瀬谷区マスコットキャラクター「せやまる」、「このは」及び「ファミリー」（以下「せやまる」という。）のデザインを使用する場合の取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。ただし、この要領のほか、当該の「せやまる」のデザインについて、著作者との間で締結した契約書等に規定のある場合は、それにしたがう。

### （定義）

第 2 条 この要領で対象とする「せやまる」のデザインとは、「せやまる」に係る全てのデザインを含む。

### （使用目的）

第 3 条 「せやまる」のデザインは、次の各号に掲げる目的の活動で使用するものとする。

- (1) 瀬谷区の魅力発信
- (2) 瀬谷区への親しみ・愛着の醸成
- (3) 公共の利益又は福祉の増進
- (4) 区民活動の活性化
- (5) 区民に親しまれる行政運営

### （使用者）

第 4 条 横浜市は、全ての「せやまる」のデザインを使用することができる。

2 横浜市以外の者は、瀬谷区長の承認を受けた内容に限り、「せやまる」のデザインを使用することができる。

### （管理）

第 5 条 「せやまる」のデザインの使用に係る管理及びこの要領に関する事務は、瀬谷区役所区政推進課が行う。

2 横浜市の各組織が、「せやまる」のデザインを使用するときは、瀬谷区役所区政推進課と調整を行うものとする。

### （使用不可）

第 6 条 次の各号のいずれかに該当するときは、「せやまる」のデザインの使用を不可とする。

- (1) 法令若しくは公序良俗に反するとき又はその恐れのあるとき
- (2) 政治若しくは宗教に関する活動に係るとき又はその恐れのあるとき

- (3) 特定の個人、企業、団体等を支援若しくは公認しているような誤解を与えるとき又はその恐れのあるとき
- (4) 「せやまる」が、特定の個人、企業、団体等に属するキャラクターであるような誤解を与えるとき又はその恐れのあるとき
- (5) 横浜市及び瀬谷区の信用若しくは品位を損なうとき又はその恐れのあるとき
- (6) 「せやまる」のイメージを損なうとき又はその恐れのあるとき
- (7) 「せやまる」のデザインを改変して使用するとき
- (8) 横浜市以外の者が、「せやまる」のデザインを名刺へ使用するとき
- (9) その他瀬谷区長が不相当と判断するとき

#### (有償販売)

第7条 次の各号に掲げるときに限り、「せやまる」のデザインを使用した製作物（以下「製作物」という。）を有償で販売することができる。

- (1) 瀬谷区内に事業所等がある地域団体及び非営利活動法人等の非営利団体が、第3条の第1号から第4号に掲げるいずれかの目的で販売するとき
- (2) 瀬谷区内にある、障害者の支援に係る事業を行う法人及び団体等が、当該事業所を利用する障害者が製作に関わった製品を、第3条の第1号から第4号に掲げるいずれかの目的で販売するとき
- (3) その他瀬谷区長が特に認めたとき

#### (商品等の宣伝における使用)

第8条 「せやまる」のデザインを、営利事業に係る宣伝に使用する場合は、前条の有償販売での使用に係る規定にしたがう。

#### (使用申請)

第9条 横浜市以外の者が、「せやまる」のデザインの使用を希望する場合は、瀬谷区マスコットキャラクター「せやまる」デザイン使用申請書（第1号様式。以下「使用申請書」という。）を瀬谷区長に提出するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- (1) 個人、家庭内又はこれに準ずる限られた範囲内において使用するとき
  - (2) その他瀬谷区長が認めたとき
- 2 使用申請書は、使用を希望する期間の6か月前から提出することができる。
- 3 前々項に関し、瀬谷区長は、必要に応じて添付書類の提出を求めることができる。

#### (使用期間)

第10条 「せやまる」のデザインの使用期間の上限は、次の各号とする。ただし、使用期間とは、せやまるのデザインを使用する製作物の製作に係る期間に加え、製作物を販売する場合はその販売期間、製作物を配布する場合はその配布期間並びに製作物が広報物及び電子媒体等である場合

はその公開期間を含むものとする。

(1) 製作物を有償で販売するときは、使用開始日の当該年度の3月31日まで

(2) 製作物を有償で販売しないときは、使用開始日の翌々年度の3月31日まで

2 前項で、使用期間が終了し、引き続き「せやまる」のデザインを使用するときは、改めて前条第1項に係る使用申請書を瀬谷区長に提出し、その承認を受けなければならない。

(使用の承認又は不承認)

第11条 瀬谷区長は、使用申請書が提出されたときは、第3条、第6条及び第7条に基づき、使用の承認又は不承認を決定する。

2 前項で、瀬谷区長は、有償販売に係る使用申請について使用の承認を決定したときは、瀬谷区マスコットキャラクター「せやまる」デザイン使用（有償販売）承認通知書（第2-1号様式）によって通知する。又、前項で、瀬谷区長は、有償販売以外での使用に係る申請について使用の承認を決定したときは、瀬谷区マスコットキャラクター「せやまる」デザイン使用承認通知書（第2-2号様式）によって通知する。

3 前々項で、瀬谷区長は、使用の不承認を決定したときは、瀬谷区マスコットキャラクター「せやまる」デザイン使用不承認通知書（第3号様式）によって通知する。

(使用内容の変更)

第12条 前条の使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、当該使用に係る内容に変更が生じた場合は、速やかに瀬谷区マスコットキャラクター「せやまる」デザイン使用変更申請書（第4号様式）を瀬谷区長に提出しなければならない。

2 前項で、変更申請書の提出があったときは、瀬谷区長は、変更内容が軽微であると認められるときに限り、使用に係る内容の変更を承認し、瀬谷区マスコットキャラクター「せやまる」デザイン使用変更承認通知書（第5号様式）によって通知する。又、瀬谷区長は、使用に係る内容の変更を不承認とするときは、瀬谷区マスコットキャラクター「せやまる」デザイン使用変更不承認通知書（第6号様式）によって通知する。

(完成品の提出及び使用報告)

第13条 使用者は、当該の「せやまる」のデザインの使用后速やかに、紙、電子媒体及びこれらに類するものを製作する場合を除き、完成品を瀬谷区長に提出しなければならない。ただし、実物の提出が困難と認められるときは、実物を撮影した写真等の提出をもって代えることができる。

2 第7条に係る有償販売でせやまるのデザインを使用する場合は、使用期間終了後、瀬谷区マスコットキャラクター「せやまる」デザイン使用商品販売実績報告書（第7号様式）を瀬谷区長に提出しなければならない。

(使用上の遵守事項)

第14条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 承認された使用目的及び使用内容のみに使用すること。

- (2) 使用承認に係る権利を他に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 横浜市又は瀬谷区役所が推進する施策又は事業等に支障を生じさせないこと。
- (4) 特定の個人又は団体等の売名に利用しないこと。
- (5) 横浜市又は瀬谷区役所は、使用者又は製作物等について推奨を行うものではない。使用者は、第三者に、その旨の誤解を与える恐れがある使用を行わないこと。
- (6) 「せやまる」のデザインを使用した製作物に係る商標登録、意匠登録等をしないこと。
- (7) 「せやまる」のデザインを変形（縦横比の変更や形状の一部改変も含む。）又は加工をしないこと。
- (8) 「せやまる」のデザインを他の図形、文字等と重ねないこと。
- (9) 「せやまる」のデザインの色を、指定した色以外に変更しないこと。
- (10) 「せやまる」のデザインを他の図案等と組み合わせて使用しないこと。ただし、瀬谷区長が特に認めたときは、この限りではない。
- (11) 「せやまる」のデザインの上又は下に「瀬谷区マスコットキャラクター せやまる」又は「せやまる」のキャプションを明示すること。
- (12) 「せやまる」のイメージを損なう使用をしないこと。
- (13) 製作物の製作は、「せやまる」のデザインの使用に係る瀬谷区長の指示にしたがって進めること。

#### （使用承認の取消し）

第 15 条 瀬谷区長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認められるとき、使用の承認を取り消すことができる。

- (1) 申請した使用目的及び使用内容以外に使用したとき
  - (2) 申請した内容に虚偽又は不正があったとき
  - (3) 第 6 条、第 7 条又は第 12 条に違反したとき
  - (4) 使用内容等について、瀬谷区長が不相当と認めるとき
- 2 前項の取消しがあったとき、瀬谷区長は、瀬谷区マスコットキャラクター「せやまる」デザイン使用承認取消通知書（第 8 号様式）によって通知する。
- 3 前項について、使用者は、通知のあった日以降、当該の使用をしてはならない。
- 4 前々項について、瀬谷区長は、使用者に対し、当該の製作物の回収を求めることができる。

#### （申請の取下げ）

第 16 条 「せやまる」のデザインの使用申請をした者が、当該申請の取下げをしようとするときは、瀬谷区マスコットキャラクター「せやまる」デザイン使用取下書（第 9 号様式）を瀬谷区長へ提出するものとする。

#### （使用料）

第 17 条 「せやまる」のデザインの使用に係る使用料は無償とする。

(損失補償等の責任)

第18条 使用者が、「せやまる」のデザインを使用することに起因し、第三者に損害を与えたときは、使用者がその全ての責任を負うものとする。

2 前項について、横浜市は損失補償等に対しては、一切の責任を負わない。

3 使用者は、「せやまる」のデザインの使用に際して、故意又は過失により横浜市に損害を与えたときは、これによって生じた損害について横浜市に賠償するものとする。

(補則)

第19条 この要領に定めるもののほか、「せやまる」のデザイン使用に関し必要な事項は、瀬谷区長が別に定める。

附 則

(施行)

1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年4月1日 瀬政第1993号)

1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。



瀬政第 号  
年 月 日

様

瀬谷区長

瀬谷区マスコットキャラクター「せやまる」デザイン使用(有償販売)

## 承認通知書

年 月 日付申請のありました瀬谷区マスコットキャラクター「せやまる」の有償販売でのデザイン使用については、次のとおり承認します。

承認内容： 瀬谷区マスコットキャラクター「せやまる」デザイン使用申請書の申請内容のとおり

### 使用条件

- 1 使用にあたっては、「瀬谷区マスコットキャラクター「せやまる」のデザイン使用に関する事務取扱要領」の規定を遵守すること。
- 2 使用承認に係る製作物の完成品又はその写真を提出すること(紙、電子媒体及びこれらに類するものを製作する場合を除く。)

担 当 瀬谷区役所区政推進課〇〇〇係  
〇〇 〇〇

電 話

F A X

瀬政第 号  
年 月 日

様

瀬谷区長

瀬谷区マスコットキャラクター「せやまる」デザイン使用  
承認通知書

年 月 日付申請のありました瀬谷区マスコットキャラクター「せやまる」の  
デザイン使用については、次のとおり承認します。

承認内容： 瀬谷区マスコットキャラクター「せやまる」デザイン使用申請書  
の申請内容のとおり

使用条件

- 1 使用にあたっては、「瀬谷区マスコットキャラクター「せやまる」のデザイン使用に関する  
事務取扱要領」の規定を遵守すること。
- 2 使用承認に係る製作物の完成品又はその写真を提出すること（紙、電子媒体及びこれらに類す  
るものを製作する場合を除く。）

担 当 瀬谷区役所区政推進課〇〇〇係  
〇〇 〇〇

電 話

F A X

瀬政第 号  
年 月 日

様

瀬谷区長

瀬谷区マスコットキャラクター「せやまる」デザイン使用

## 不承認通知書

年 月 日付で申請のありました瀬谷区マスコットキャラクター「せやまる」のデザイン使用については、次の理由により不承認とします。

不承認とする理由

担 当 瀬谷区役所区政推進課〇〇〇係  
〇〇 〇〇

電 話

F A X

年 月 日

瀬谷区マスコットキャラクター「せやまる」デザイン使用  
変更申請書

瀬谷区長

団体名（代表者）

所在地

連絡先 担当者

電話

E-Mail

年 月 日第 号で承認を受けた内容について、次のとおり変更したいので、  
申請します。

1 変更内容

2 変更理由

瀬政第 号  
年 月 日

様

瀬谷区長

瀬谷区マスコットキャラクター「せやまる」デザイン使用  
変更承認通知書

年 月 日付で申請のありました瀬谷区マスコットキャラクター「せやまる」の  
デザインの使用変更については、次の条件を付して承認します。

承認内容： 瀬谷区マスコットキャラクター「せやまる」デザイン使用  
変更申請書の申請内容のとおり

使用条件

使用にあたっては、「瀬谷区マスコットキャラクター「せやまる」のデザイン使用に関する  
事務取扱要領」の規定にしたがうこと。

担 当 瀬谷区役所区政推進課〇〇〇係  
〇〇 〇〇

電 話

F A X

瀬政第 号  
年 月 日

様

瀬谷区長

瀬谷区マスコットキャラクター「せやまる」デザイン使用  
変更不承認通知書

年 月 日付で申請のありました瀬谷区マスコットキャラクター「せやまる」  
デザインの使用変更については、次の理由により不承認とします。

不承認とする理由

担 当 瀬谷区役所区政推進課〇〇〇係  
〇〇 〇〇

電 話

F A X

瀬谷区マスコットキャラクター「せやまる」デザイン使用  
商品販売実績報告書

年 月 日

(申請先)  
瀬谷区長

団体名（代表者）  
所在地  
連絡先 担当者  
電話  
E-Mail

次のとおり、瀬谷区マスコットキャラクター「せやまる」のデザインを使用した製作物の販売実績を報告します。

使用したイラスト番号	
製作物	<input type="checkbox"/> 印刷物（紙） <input type="checkbox"/> 電子媒体 <input type="checkbox"/> 布、織物、カバー等 <input type="checkbox"/> 玩具等 <input type="checkbox"/> 菓子 <input type="checkbox"/> その他 具体的な媒体・物品名
販売場所	<input type="checkbox"/> 自店 <input type="checkbox"/> その他（ ）
販売期間	年 月 日 ～ 年 月 日
販売総額	
販売実績	・ 商品名 _____ 単価 _____ 円 売上個数 _____ 個 ・ 商品名 _____ 単価 _____ 円 売上個数 _____ 個 ・ 商品名 _____ 単価 _____ 円 売上個数 _____ 個
特記事項	

《添付書類》

完成品は完成品の写真

瀬政第 号  
年 月 日

様

瀬谷区長

瀬谷区マスコットキャラクター「せやまる」デザイン使用

## 承認取消通知書

年 月 日 第 号で承認した瀬谷区マスコットキャラクター「せやまる」  
のデザインの使用承認を取り消します。

直ちに、デザインの使用を中止してください。又、製作物を回収若しくは削除してください。  
その他、瀬谷区長の指示にしたがってください。

取消理由：

担 当 瀬谷区役所区政推進課〇〇〇係  
〇〇 〇〇

電 話

F A X

年 月 日

瀬谷区マスコットキャラクター「せやまる」デザイン使用  
取下書

瀬谷区長

団体名（代表者）

所在地

連絡先 担当者

電話

E-Mail

年 月 日 に提出した瀬谷区マスコットキャラクター「せやまる」のデザイン  
使用申請について、これを取り下げます。

取り下げ理由：